大阪市告示第1443号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第９条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　臨時開場

施設名	年　月　日	供用時間
長居球技場	令和８年11月２日（月）	午前９時から 午後９時まで
	令和８年11月９日（月）	
	令和８年11月16日（月）	
	令和８年11月24日（火）	
	令和８年11月30日（月）	

２　供用時間の変更

施設名	年　月　日	供用時間
長居球技場	令和８年11月１日（日）	午前７時から 午後９時まで
	令和８年11月14日（土）	
	令和８年11月18日（水）	午前９時から 正午まで
	令和８年11月21日（土）	午前７時から 午後９時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）